

2022 年 5 月 18 日

各 位

会 社 名 株式会社揚工舎
代表者名 代表取締役社長 伊藤 進
(コード番号 6576 TOKYO PRO Market)
問合せ先 取締役管理本部長 中山 俊之
T E L 03-5944-2680
U R L <https://rehabili-youko.com/>

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022 年 5 月 18 日開催の取締役会において、2022 年 6 月 28 日開催予定の第 19 回定時株主総会に、下記の通り、定款一部変更について付議することを決議しましたのでお知らせ致します。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第 70 号)附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定が 2022 年 9 月 1 日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第 18 条第 1 項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第 18 条第 2 項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第 18 条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

現行定款	変更案
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第 18 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	<削除>

現行定款	変更案
<新設>	<u>(株主総会参考書類等の電子提供措置)</u> <u>第 18 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> <u>2 当社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u>
<新設>	<u>附則</u> <u>第 1 条 変更前定款第 18 条の規定の削除および変更後定款第 18 条の規定の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第 70 号)附則第 1 条ただし書きに定める施行日(以下、「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</u> <u>2 施行日から次の定めを有するものとする。なお、本定めは、施行日から 6 か月を経過した日、もしくは施行日から 6 か月以内に開催する最後の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日まで、効力を有するものとする。</u> <u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u> <u>3 本条は、前項で定めるいずれか遅い日をもってこれを削除する。</u>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022 年 6 月 28 日 (予定)

定款変更の効力発生日 2022 年 6 月 28 日 (予定)

以 上